

京都市市民防災センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第100号

京都市市民防災センター条例施行規則を廃止する規則

京都市市民防災センター条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(消防局安全救急部市民安全課)